

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | | | |
|--|--------------------------|---------|-----------|-----|------|
| 会社名 | 西日本旅客鉄道株式会社 | | | コード | 9021 |
| 提出日 | 2020/5/19 | 異動(予定)日 | 2020/6/23 | | |
| 独立役員届出書の提出理由 | 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | | |
|----|--------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------|-------|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | | | 該当なし | |
| 1 | 齊藤 紀彦 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 宮原 秀夫 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 3 | 高木 光 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 4 | 筒井 義信 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 訂正・変更 | 有 |
| 5 | 野崎 治子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |
| 6 | 勝木 保美 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 7 | 小倉 真樹 | 社外監査役 | ○ | △ | | | | | | | | | | | | | | 新任 | 有 |
| 8 | 狭間 恵三子 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|--|--|
| 1 | | 齊藤紀彦氏は、関西電力株式会社において常務取締役、代表取締役副社長、2011年6月以降は株式会社きんでんにおいて代表取締役会長、相談役等を歴任されています。これまでも経営者としての専門知識や高い見識に基づき、組織マネジメントや安全をはじめ、当社の経営に対し有益な助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 2 | | 宮原秀夫氏は、大阪大学において基礎工学部教授、大学院基礎工学研究科長、基礎工学部長、総長を歴任され、これまでも情報工学に関する高い見識に基づき、安全をはじめ技術全般等、当社の経営に対し有益な助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 3 | | 高木光氏は、これまで東京大学、神戸大学、学習院大学、京都大学で研究教育に従事され、法学者としての専門知識や高い見識に基づき、当社の経営に対し有益な助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 4 | 筒井義信氏は、日本生命保険相互会社代表取締役会長に就任しており、当社は、同社との間で長期借入金に関する取引及び従業員を加入対象とする保険契約に基づく取引等を行っておりますが、直前3事業年度における同社と当社との取引額は、同社及び当社の連結売上高の2%未満であり、また、同社からの当社の借入額は同社及び当社の連結総資産額の2%未満であります。さらに同社は、当社株式を保有しておりますが、その持株比率は直前5事業年度において当社の発行済株式総数の10%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されていると判断いたしております。 | 筒井義信氏は、日本生命保険相互会社において代表取締役専務執行役員、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任され、2015年6月からは当社社外監査役としてこれまでも監査等を通じたガバナンスの強化に尽力いただいております。当社の経営に対して、経営者としての専門知識や高い見識に基づく助言をいただけるものと考えており、社外取締役として適任であると考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 5 | | 野崎治子氏は、株式会社堀場製作所における人事、教育に関する長年の経験のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進、次世代育成といった諸課題等に関する豊富な経験と見識に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただいております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |

| | | |
|---|--|--|
| 6 | | 勝木保美氏は、公認会計士を長年務められるとともに、監査法人の代表社員や専務理事等を歴任し、その豊富な経験と高い見識に基づき、これまでも監査等を通じたガバナンスの強化に尽力いただいております。JR西日本グループの持続的な発展に向け、当社監査役として適任であると考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 7 | 小倉真樹氏は、過去に当社の業務執行者（使用人）でありましたが、業務執行者でなくなった後（1988年2月退職後）相当の年数が経過しており、同氏の社外監査役としての独立性は十分に確保されていると判断いたしております。 | 小倉真樹氏は、裁判官を長年務められるとともに、弁護士や法務行政も含めた幅広い経験と見識に基づき、監査等を通じたガバナンスの強化に尽力いただけるものと考えており、JR西日本グループの持続的な発展に向け、当社監査役として適任であると考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 8 | | 狭間恵三子氏は、長年の地域活性化と文化に関する研究に加え、行政における経験や見識に基づき、地域活性化やガバナンス強化等に取り組んでいる当社における監査等に尽力いただけると考えており、JR西日本グループの持続的な発展に向け、当社監査役として適任であると考えております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員要件及び当社社外役員独立性基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |

4. 補足説明

| |
|--|
| <p>当社取締役会において、当社から独立した客観的立場から実効性の高い監視・監督を行える社外役員を招聘するための独立性基準を定めております。</p> <p>1. 当社グループ関係者</p> <p>(1) 当該役員が、現在又は過去10年間のいずれかの事業年度において、当社又は当社子会社（以下「当社グループ会社」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人をいう。以下同じ）でないこと。</p> <p>(2) 当該役員が2親等以内の近親者が、現在又は過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループ会社の業務執行者でないこと。</p> <p>2. 主要な取引先との関係者</p> <p>当社との取引金額が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して当社又は取引先の連結売上高（借入の場合は連結総資産額）の2％に達しないこと（当該取引先が法人等の場合、現在又は過去3年間その業務執行者でないこと）。</p> <p>3. 法律専門家等</p> <p>当社からの役員報酬を除く報酬等が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超えていないこと（当該専門家等が法人等に属する場合、当該法人等の連結売上高の2％に達しないこと）。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 当社からの寄付が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超える団体等の理事その他業務執行者でないこと。</p> <p>(2) 現在又は過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の主要株主（持株比率が総議決権の10％以上）でないこと（当該主要株主が法人等の場合、現在又は過去5年間、その業務執行者でないこと）。</p> <p>(3) 現在又は過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループ会社との間で重要な利害関係がないこと。</p> |
|--|

※1 社外役員のうち、独立役員資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員を選任理由を記載してください。